総合教育会議 資料 8 平成 29 年 5 月 17 日 子育て支援部児童青少年課

次世代育成支援対策推進法に基づく西東京市行動計画 実施計画

平成 28 年 3 月

西東京市

目 次

1 実施計画策定の趣旨・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1) 実施計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2) 放課後子どもプランについて・・・・・・・・・・・・・・・1
(3) 実施計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 実施計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3 実施計画の対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4 本市における実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(1) 放課後児童クラブ (学童クラブ)・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2) 放課後子供教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5 本市の行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(1) 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量・・・・・2
(2) 一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の
平成31年度に達成されるべき目標事業量・・・・・・・・・・・・ 3
(3) 放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画・・・・・・・・・・ 3
(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携
による実施に関する具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・3
(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室
への活用に関する具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・4
(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る福祉部局と
教育委員会の具体的な連携に関する方策・・・・・・・・・・・4
(7)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等・・・・・4

1 実施計画策定の趣旨・位置付け

(1) 実施計画策定の趣旨

本市では、より一層の子ども支援・子育て支援の推進を図るため、平成27年3月に 「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン(西東京市次世代育成支援行動計画)」を策 定しました。

従前に平成27年3月までの時限立法とされていた次世代育成支援対策推進法が、企業等に対する行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月までの10年間延長されるとともに、新たな取組として「放課後子ども総合プラン」が策定され、各市町村は、同法に基づく行動計画策定指針に即して、同プランの目標達成に向けた計画を策定することとされました。

本市においては、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ(学童クラブ事業))の実施状況及び平成24年11月に始めた放課後子供教室事業(学習活動の機会提供)の実施状況を踏まえ、放課後子ども総合プランに基づき、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる体制の整備を計画的に進め、子育て支援環境のさらなる充実を図ることを目的に本実施計画を策定します。

(2) 放課後子ども総合プランについて

平成26年7月、文部科学省と厚生労働省が協力し、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ(学童クラブ)」及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業「放課後子供教室」の計画的な整備等を進めることを内容とした放課後子ども総合プランが策定されました。

(3) 実施計画の位置づけ

本計画は、「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン(西東京市次世代育成支援行動計画)」中、「第6章 子ども・子育て支援事業計画、第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期、(3) 放課後児童健全育成事業」を展開するに当たり、国が示す次世代育成支援対策推進法による行動計画策定指針に基づき、放課後児童健全育成事業を計画的に行うための実施計画として策定します。本実施計画については、達成状況の確認と計画の見直しを、原則として年度ごとに行うこととします。

2 実施計画の期間

本計画は、子ども・子育て関連3法による教育や保育等の確保方策を記載した「西東 京市子育ち・子育てワイワイプラン(西東京市次世代育成支援行動計画)」第6章に位 置付けられた「第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期、(3)放課後児童健全育成事業」の実施計画であり、計画期間については、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

3 実施計画の対象事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ(学童クラブ))及び放課後子供教室事業 とします。

4 本市における実施状況

(1) 放課後児童クラブ(学童クラブ)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ(学童クラブ))は、小学生のうち、 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童館や学校の余裕教室、専 用施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。 現在、33 か所の施設において実施しています。

(2) 放課後子供教室

保護者の就労にかかわらず利用できる「放課後子供教室」は、地域の方々の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する事業です。現在、遊び場開放は全小学校で、学習活動の機会提供(学習支援、体験活動)は3校で実施しています。

5 本市の行動計画

(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

今後も、地域のニーズに合わせて学童クラブの充実を図るとともに、児童館・児童 センターの活用や放課後子供教室との連携により放課後の居場所づくりを進めて、量 の見込みに対応する提供体制を確保します。また、提供体制の確保にあたっては、各 事業の運営方法などを十分検証・検討し、適切な居場所づくりの充実に努めます。

		平成	平成	平成	平成	平成	
			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込	内訳	低学年	1,840人	1,790人	1,740人	1,700人	1,650人
		高学年	480人	480人	470人	470人	470人
		総数	2,320人	2,270人	2,210人	2,170人	2,120人
確保の内容	内訳	総数	2, 120人	2,120人	2,110人	2,120人	2, 120人
		学童クラブ	2, 120人	2,070人	2,020人	1,980人	1,930人
		その他事業	0人	50人	90人	140人	190人

(2) 一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

平成31年度までに一体型7箇所、連携型を2箇所整備することを目指します。

一体型とは、放課後児童クラブ(学童クラブ)と放課後子供教室の児童が、同一の 小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加 できるものをいいます。

連携型とは、放課後児童クラブ(学童クラブ)と放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が、小学校内等以外の場所にあって、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいいます。

(3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

平成28年度は試行的に3箇所程度の一体型及び連携型を実施し、受入の容量、指導員配置など、その結果を検証していきます。その結果に基づき課題を整理し、一体型及び連携型の拡充に努めることとします。

Б /\	平成	平成	平成	平成	平成
区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
一体型·連携型実施数/ 放課後子供教室実施校 18 校	0/18	3/18	5/18	7 /18	9 /18
一体型(実施数)	0	2	1	2	2
連携型(実施数)	0	1	1	0	0

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ(学童クラブ)と放課後子供教室の一体的な、または連携による事業を実施する際には、放課後児童クラブ(学童クラブ)の指導員と放課後子供教室の指導員との連携が必要となることから、教育委員会教育部社会教育課、学校施設開放運営協議会、市長部局子育て支援部児童青少年課、児童館等との会議を開催するなどし、プログラムや参加の仕方等を検討したうえで、実施することとします。

本市においては、人口が増加している地域もあり、今後の小学校の余裕教室について具体的な検討を進めることが難しい状況があります。これらの状況を勘案し、学校施設に余裕教室が発生した場合等、積極的な活用を随時、検討していくものとしています。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

現在、本市の小学校は適正規模の状況にあり、余裕教室がほとんど発生していませんが、事業の実施主体である教育委員会教育部社会教育課と市長部局子育て支援部児童青少年課とが、学校を訪問するなど、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、学校施設の使用について、理解を促すこととします。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体 的な連携に関する方策

放課後児童クラブ(学童クラブ)の事務局である子育て支援部児童青少年課と放課後子供教室の事務局である教育委員会教育部社会教育課は、定例的な会議を実施し、現状、課題などを共有し、事業の検証や課題解決を行うこととします。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

現在、開所時間の延長については、委託する放課後児童クラブ(学童クラブ)に おいて午後7時30分まで行っています。平成31年度までにおいても、引き続き委 託化を通じて開所時間の延長に取り組むこととします。

次世代育成支援対策推進法に基づく 西東京市行動計画 (実施計画) 平成27~31年度

平成28年3月 西東京市

西東京市南町五丁目6番13号

電話:042-464-1311 (代表)